

総務建設常任委員会協議会会議録	
1 開会日	平成26年11月13日 午前11時30分 開会 午後 0時15分 閉会
2 場 所	第1委員会室
3 出席委員	渡辺順子委員長 吉川重雄副委員長 高橋英俊委員 二宮加寿子委員 三澤龍夫委員 関 威國委員 鈴木京子委員 奥津勝子議長
4 傍聴議員	坂田よう子議員 片野哲生議員 竹内恵美子議員 清水弘子議員
5 説明員	中崎町長、栗原副町長、 二挺木政策総務部長、大槻総務課長、 小林総務課副主幹兼総務法制係長 二挺木都市建設部長、作古都市計画課長、 小瀬村副課長兼都市計画係長、廣野都市計画係主査、 脇坂都市計画係技師 和田消防長、関口消防総務課長 杉山副課長兼消防総務係長 古正予防係長
6 職務のため出席した職員	局長 飯田 隆 書記 波多野 昭雄
7 協議等の事項	(1) 大磯町職員の給与に関する条例の一部改正について 大磯町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について (2) 小湊綾海岸松林地区における風致地区等の指定について (3) 西小磯東地区の新たな公共交通の導入に向けた取組みについて (4) 大磯町火災予防条例の一部改正について (5) その他 ・大磯町消防団の組織等に関する規則の改正に係る報告について
8 その他	一般傍聴者 なし

(1) 大磯町職員の給与に関する条例の一部改正について

大磯町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について

人事院勧告を踏まえ、大磯町職員の期末手当・勤勉手当の改正等を行うことについて、担当課（総務課）から資料に基づき説明があった。説明概要は次のとおりである。

改正概要は、平成 26 年 8 月 7 日の人事院勧告を踏まえ、大磯町職員の期末手当・勤勉手当の支給月数及び特定任期付職員の給料月額の規定の改正を行うものである。

改正内容は、期末手当・勤勉手当の支給月数及び特定任期付職員の給料月額の改正である。一般職員、任期付職員の勤勉手当を 0.15 月、再任用職員の勤勉手当を 0.05 月引き上げる。特定任期付職員の期末手当を 0.15 月引き上げる。平成 26 年度は支給済のため、12 月分で調整する。平成 27 年度は 6 月、12 月の支給月数で処理をする。

特定任期付職員の月額給料を、1 号級から 3 号級は増額、4 号級から 7 号級は減額の改正をする。今回の条例改正は、平成 26 年度の対応で平成 27 年度以降の対応は、3 月議会に改めて条例改正を提出する。

◎主な質疑

特になし

(2) 小湊綾海岸松林地区における風致地区等の指定について

「大磯町風致地区条例」「大磯町特別用途地区建築条例」の手続きについて、担当課（都市計画課）から資料に基づき説明があった。説明概要は次のとおりである。

手続きの状況は、3 つの都市計画、2 つの条例を平行して進めている。条例案を作成し、国と協議を進めてきて、12 月議会で審議をしていただく予定である。

都市計画は、「都市計画原案」を都市計画審議会に諮問し答申をいただき、「都市計画案」とし、県との法定協議を経て、9 月に都市計画案の縦覧・説明会を開催した。

意見募集をしたが、意見書の提出は無かった。「都市計画案」は、11 月 14 日の都市計画審議会に審議予定である。その後、条例の周知期間を経て、来年 4 月から条例を施行していく。

9 月に実施した説明会には 9 名の方が参加し、用途の緩和による住環境や交通環境の悪化が心配等の意見があり、回答した。

「大磯町風致地区条例（案）」の制定概要は、制定の目的として名称・面積・位置・区域で、具体的な規制内容等を定める。

条例の概要は、神奈川県風致地区条例を基本に、「大磯町まちづくり条例」と「大磯町景観計画」と整合を図り制定する。具体的には、県条例と同様に 8 項目、新建築物の高さ、建ぺい率、壁面後退距離、緑化率を条例で許可基準として定める。風致地区の種別は第 1 種から第 4 種の 4 種別を定め、今回都市計画を定める小湊綾海岸松林地区は第 3 種風致地区を指定予定で、町長が都市計画審議会の意見を聞いて指定する。

県条例の主な変更点で、一部見直した内容の 1 点目は、許可又は協議にかえて通知

を要する行為の見直しである。2点目は、案の縦覧期間をまちづくり条例と整合性を図り、4週間とする。3点目は、建築物の新築等の位置・規模・形態意匠である。4点目は、建築物等の色彩の変更で景観計画と整合性を図る。5点目は、宅地造成等の緑化率の見直しで、まちづくり条例と整合性を図り、規模は300平米を境とする。市街化区域内の土地は、25%以上、300平米未満の場合、25%以上に見直しをしている。

新規に定める内容は、1点目、用語の意義をしっかりと定義する。2点目は、建築物の新築時の緑化率の導入で、許可基準として10%の緑化率を定める。この条例の基準とこれまでの基準を比較すると、第3種風致地区の場合、高さは10メートルで変わりなく、建ぺい率は10%厳しくなり40%以下に、壁面後退距離は道路からは変わりなく道路以外は1m以上となり、新たに緑化率が10%以上となる。

大磯町特別用途地区建築条例（案）の制定の目的は、建築基準法第49条第2項に基づき用途制限を緩和するため制定する。条例の概要は、第一種低層住居専用地にかかわらず、建築できる建築物を条例で規定しており、用途緩和の要件を満たした場合、まちづくり審議会の意見を聞いて、飲食店、ホテル、旅館などが立地できるように町が許可する。

許可の手続きは、一般的な内容の建ぺい率や高さに加え、事業計画、周辺の環境への影響、周辺住民への説明を審査し、歴史的建造物の保全、活用に資する用途緩和を行う。大磯町特別用途地区建築条例（案）の説明は省略する。

◎主な質疑

特になし

（3）西小磯東地区の新たな公共交通の導入に向けた取組みについて

西小磯東地区の新たな公共交通の導入に向けた取組みについて、担当課（都市計画課）から資料に基づき説明があった。説明概要は次のとおりである。

平成22年度に作成した大磯町地域公共交通総合連携計画の公共交通空白地域に、赤坂台を含む西小磯東地区の多くのエリアがなっている。赤坂台を含む西小磯東地区の現状と課題は、大磯駅からは約70メートルの高低差で、道路構造によりバス車両の運行は難しい。

新たな公共交通の導入に向けた検討の進め方は、地域の状況をよく知る地域住民が中心となり、地元組織を立ち上げて住民の意向把握などの公共交通の導入に向けた検討を行ってもらう。それに対し町は、技術的な助言や運輸局や交通事業者などの関係機関との調整、運行経費の負担など運行に対する支援を行う。地域住民・行政・事業者の3者がそれぞれの役割を担い、協働することで地域のニーズに合致した利用しやすい公共交通が実現できる。

西小磯東地区の検討状況は、平成24年7月に地域住民による「西小磯東地区地域交通推進の会」が設立した。2年間で19回の会議を行い、地区住民を対象としたアンケ

ートや説明会により公共交通に関する需要調査を行った。その結果、推進の会では道路幅員や勾配、利用頻度など地区の実情を考慮し、既存のタクシー車両を活用した「乗合タクシー」を導入したいとの結論に達した。

乗合タクシーのメリットは、セダン型車両を使うため、コミュニティバスに比べて運行コストを低く抑えることができる。使用する車両は待機しているタクシー車両を利用するため、新たな車両の購入費が不要である。運行時刻など要望に応じやすく、運行経路は目的地まで最短ルートでの運行が可能になり、運行経路の自由度は高い。事前予約の利用であり、利用がない便は中止ができ、経費を抑えることができる。

デメリットは、セダン型車両を使用するので乗車定員は4人までになる。利用にあたっては、利用登録や事前予約など不便さがある。今後の進め方の案は、推進の会で乗合タクシーの需要を把握するための最終アンケートを実施する。その結果を踏まえて「乗合タクシーの導入及び運行支援の要望書」が町に提出される。

それを受け町は、乗合タクシーが実際どれくらい利用されるかを推計し、具体的な概算事業費や稼働率を算出するとともに、試験運行後の運行継続条件についても検討する。

その他、関係機関との調や地域公共交通会議を開催し、地域が進める乗合タクシーの試験運行の支援を実施する。

◎主な質疑

問. 法的なことの調整や利用者の負担、町の負担はどれくらいか。

答. 法的的には、地域公共交通会議を経る必要があり、国等の許可申請の手続きが必要になる。費用面は、住民アンケートの結果を見ながら検討していくが、基本的には利用者の方から負担をいただき、不足している部分を町が補てんしていく。乗合タクシーですので、なるべく多くの方に利用していただきたい。乗合いを推進していくような料金形態も考えていく。

問. 最初の試験運行がうまくいくように、利用者負担を前面に押し出して、町も応分の負担はいいがどうか。

答. 受益者負担の原則から、利用者の方には負担をしていただくが、金額の面はアンケート結果、説明会等を考え、地元の意見を聞きながら設定していく。

問. 赤坂台地域は高低差で距離も違ってくるのでバランスを考え、大磯の1つのモデル事業として考えてほしいが。

答. 実際の運行に係る経費と利用料金、町の負担する部分を地元から出てくる要望書を見た中で考えていく。

問. 赤坂台地区の世帯数はどれくらいか。

答. JRから北側の赤坂台までのエリアで、アンケート調査の配布部数は670で、世帯も670程度と認識している。

問. 運営主体はどこか。

答. 地元での検討では、運営主体は町でということで要望されると聞いている。

問. 二宮町では、路線バスの隣にコミュニティーバスのバス停があるが、路線バスのルートにコミュニティーバスは走らせられないと思うがどうか。

答. 路線事業者の営業範囲を基本に侵害しないように設定されている。地域公共交通会議の中で、運行事業者と協議で理解が得られれば可能になる。

問. デマンド型は、利用登録や利用予約が必要で大変のようであり、上手に調整しないといけないがどうか。

答. デマンド型は、利用が無い時は走らない。事前に色々な問題はしっかり整理し、もっとも使いやすいシステムを住民と考えていく。

問. 利用者負担の額をアンケートとうまくかみ合わせていただきたいがどうか。

答. アンケート調査では、100 円と 200 円が非常に多い。町の公費の支出があるので、ここまでという線をしっかりと考えた中で地元と調整したい。

意見. 経営者感覚でやったら高齢者対策にならない。財政的な負担をかけてもやる。全体としての公共交通を考えないといけない。高齢者対策はある面税金を使わざるを得ない。言われたからやるような方法をやっていると、いつまでたっても「後追い行政」になる。

(4) 大磯町火災予防条例の一部改正について

大磯町火災予防条例の一部改正について、担当課（消防総務課）から資料に基づき説明があった。説明概要は次のとおりである。

今回の改正は、平成 25 年 8 月に京都府で発生した福知山花火大会火災を踏まえ、消防法施行令の一部を改正する政令が公布され、屋外催しに係る防火管理に関する事項、罰則に関する事項等の改正を行う。

改正内容は、「屋外催しに係る防火管理に関する事項」で、祭礼、縁日、花火大会その他の多数の者が集合する屋外での催しのうち、大規模なものとして火災が発生した場合に人命又は財産に重大な被害を与えるおそれがあると認められるものを、消防長が指定催しとして指定する。また、指定催しを主催するものは、防火担当者を定め、火災予防上必要な業務に関する計画を作成させるなど、防火管理体制の構築することを義務付ける。大規模なものは、一定の目安として 10 万人の来場者、露店数 100 店舗以上である。

「罰則に関する事項」では、火災予防上必要な業務に関する計画を提出しなかった者に対して、罰則を科すもので、検察庁との事前協議が必要で、横浜地方検察庁との事前協議は済んでいる。今回の火災予防条例の一部改正は、8 月 25 日から 9 月 25 日までの 1 ヶ月間パブリックコメントを募集したが、意見はなかった。

◎主な質疑

特になし

(5) その他

その他として、大磯町消防団の組織等に関する規則の改正に係る報告について、担当課（消防総務課）から資料に基づき説明があった。説明概要は次のとおりである。

改正概要は、平成 22 年度の行政評価で、消防団の在り方を含めた抜本的な見直しが必要であるとの評価結果が示された。

平成 23 年 10 月 6 日大磯町消防審議会に、大磯町消防団の組織の見直しについて諮問された。答申に基づくとともに、以前から懸案事項の町内 24 地区のうち、消防団が不在であった石神台地区を、第 12 分団が受持区域とすることに同意したため、規則の改正をした。

改正までの経緯は、町長と分団長以上の消防団員と 3 回意見交換を行い、該当する地区との協議を 4 回開催し、10 月 3 日の分団長会議で報告し了承を得た。

石神台地区北側東海道新幹線北側の国府新宿地番も飛び地になることから、第 12 分団の受け持ち区域とした。

◎主な質疑

特になし

委員からの意見は特になく、以上で総務建設常任委員会協議会を終了した。
